明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○災害対策基本法第二十四条第一項及び第二十五条第六項の規定に基づき、非常災害対策本部及び非常災害現地対策本部を設置する件（内閣府二六三）　一

告示

○内閣府告示第二百六十三号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項及び第二十五条第六項の規定に基づき、非常災害対策本部及び非常災害現地対策本部を次のように設置したので、第二十四条第二項及び第二十五条第八項の規定により告示する。

平成二十六年九月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　非常災害対策本部
（一）名　称　平成二十六年（二千十四年）御嶽山噴火非常災害対策本部
（二）所管区域　平成二十六年（二千十四年）御嶽山噴火によって被災した都道府県
（三）設置場所　東京都（内閣府（中央合同庁舎第八号館））
（四）設置期間　平成二十六年九月二十八日から災害応急対策を推進するため必要と認める期間

二　非常災害現地対策本部
（一）名　称　平成二十六年（二千十四年）御嶽山噴火非常災害現地対策本部
（二）所管区域　長野県及び岐阜県
（三）設置場所　長野県
（四）設置期間　平成二十六年九月二十八日から現地における被災地方公共団体に対する国の支援や相互の連絡調整のため必要と認める期間